

【神奈川区】会計年度任用職員（保育所保育士（保育担当））募集について（令和7年4月1日採用）

1 応募資格

次の要件を満たす方

- (1) 保育士の登録を受けていること
（神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。）
- (2) 地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと

2 職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

- ① 保育業務
- ② その他保育園運営に必要な業務
- ③ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

| | |
|------|---|
| 勤務場所 | ①松見保育園（神奈川区松見町1-28-4） ※JR横浜線「大口」徒歩10分、東急東横線「妙蓮寺」徒歩10分 ②西菅田保育園（神奈川区菅田町488） ※市バス・相鉄バス「西菅田団地」徒歩4分 ③神大寺保育園（神奈川区神大寺2-1-7） ※市営地下鉄「三ツ沢下町」徒歩15分 ※上記のうち、いずれかの1園で勤務 |
| 勤務日 | ローテーション制による月～土曜日のうち週5日勤務（週30時間勤務） 休日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除く |
| 勤務時間 | 次の各勤務時間のローテーション ・ 6：50～13：50 ・ 7：00～14：00 ・ 7：20～14：20 ・ 7：30～14：30 ・ 7：45～14：45 ・ 8：00～15：00 ・ 8：30～15：30 ・ 9：00～16：00 ・ 10：30～17：30 ・ 11：00～18：00 ・ 11：30～18：30 ・ 11：40～18：40 ・ 12：00～19：00 ・ 12：10～19：10 ※休憩時間（1時間）を含む。 |
| 給与 | 月額186,700円 ※令和6年度実績（変動の可能性あり） 期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給 |
| 休暇 | 年次休暇等 |
| 社会保険 | 健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入 |

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第22条2に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大4回)

3 募集期間

令和6年11月25日(月)から令和7年1月8日(水)まで

4 募集人員

若干名

5 応募方法

次の書類を期限までにご提出ください。

(1) 提出書類

ア 会計年度任用職員申込書(第1号様式)

イ 保育士証の写し

ウ 作文: テーマ「私が保育するうえで大切にしていること(したいこと)」

※提出された書類は返却しません。

※ア、ウの様式は、下記ホームページからダウンロードできるもの、または神奈川区役所子ども家庭支援課窓口で配布するものを使用してください。

➤ホームページ「会計年度任用職員(保育所保育士(保育担当))募集」

URL <http://cms.office.ycan/preview/c762ebf3-2212-4f0c-b213-8a0f25ea8dc6/202409132024000820.html>

(2) 応募期限

令和7年1月8日(水)まで

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記担当宛にご提出ください。

| |
|---|
| 〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 神奈川区子ども家庭支援課子ども家庭係(神奈川区役所別館3階304窓口) 万年・平林 |
|---|

※窓口持参の場合は、区役所開庁時間内(月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時まで)にご持参ください。

※郵送の場合は令和7年1月8日(水)必着になります。郵便事情による事故等については責任を負えません。

6 選考方法等

(1) 面接選考 令和7年1月14日(火)から20日(月)までの間の指定日に実施予定
令和7年2月下旬 結果通知予定

(2) 健康診断 面接選考に合格された方に、健康診断を受診していただきます。
(3月予定。詳細日程は別途連絡)

7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

8 その他

(1) 令和7年度予算が横浜市会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

(2) 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理が厳格化されました。これに伴い、改正後の児童福祉法第18条の20の4において、採用内定予定者についてのみ国が整備した保育士特定登録取消者管理システムによる検索を行います。なお、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があります。

9 申込・問合せ先

神奈川区こども家庭支援課こども家庭係（神奈川区役所別館3階304窓口）

担当：万年、平林

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

TEL 045-411-7148